

# 広報けいしちょう

## 春号

【第111号】  
令和7年



主な記事

新学期はじまるよ! すごろくで楽しく学ぼう~交通ルールと防犯対策~

●お知らせ: 警視庁音楽隊 ピーポくんファミリーコンサート/令和7年度 駐車監視員資格者講習のお知らせ ほか

**危険です!**

## 自転車の



# 「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」

自転車の危険運転を抑止するため、

令和6年11月に道路交通法が改正され、新しく罰則規定が強化されました。

この春から自転車通勤・通学を始める方もいると思いますので、自転車の正しい乗り方とともにご紹介します。

### 運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で持ち、  
自転車に乗りながら通話する、  
画面を注視する行為の罰則が強化されました。  
(停止中の操作は対象外です)

- 違反者は、6か月以下の懲役  
または10万円以下の罰金
- 交通事故を起こすなど  
交通の危険を生じさせた場合は、  
1年以下の懲役  
または30万円以下の罰金

### 酒気帯び運転および幫助<sup>ほうじょ</sup>

自転車の酒気帯び運転のほか、  
酒類の提供、自転車の提供、  
同乗に対して罰則が新設されました。

- 違反者は、3年以下の懲役  
または50万円以下の罰金
- 自転車の提供者は、  
3年以下の懲役または  
50万円以下の罰金
- 酒類の提供者・同乗者は、  
2年以下の懲役または  
30万円以下の罰金



ながらスマホはやめて、  
交通ルールを守りましょう!

自転車だからといって甘く考えず、  
酒を飲んだら乗らない!

## もう一度確認! 自転車の乗り方 ~5つの大事な約束~

### ①車道の左側を走りましょう(歩道は例外です)

自転車は車の仲間なので、車道の左側を走らなければいけません。例外は、普通自転車歩道通行可の標識があるときや車道の通行が危険でやむを得ないとき、子供(13歳未満)・70歳以上の方等が歩道を走るときなどです。歩道は歩行者が優先、自転車は車道寄りをつつくりと走りましょう。



### ②交差点では、信号と一時停止を守り、安全確認をしましょう

### ③夜は必ずライトを点灯しましょう

### ④飲酒運転は禁止です

### ⑤ヘルメットを努めて着用するようにしましょう

警視庁ホームページでは、自転車の交通ルールを詳しく掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

